

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年9月5日
【発行者名】	タカラレーベン不動産投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 宰田 哲男
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目14番15号
【事務連絡者氏名】	MIRARTH不動産投資顧問株式会社 取締役財務企画部長 伊藤 真也
【電話番号】	03-6435-5264
【届出の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】	タカラレーベン不動産投資法人
【届出の対象とした募集内国投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 520,424,250円
安定操作に関する事項	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年8月29日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、2024年9月5日開催の本投資法人役員会において発行価格及び売出価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

- （ 3 ） 発行数
- （ 4 ） 発行価額の総額
- （ 5 ） 発行価格
- （ 8 ） 申込期間
- （ 1 1 ） 払込期日
- （ 1 5 ） 手取金の使途

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

（3）【発行数】

<訂正前>

（前略）

（注2） 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		S M B C 日興証券株式会社	
割当口数		6,190口	
払込金額		559,000,000円（注）	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 吉岡 秀二	
	資本金の額（2024年6月30日現在）	135,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主（2024年6月30日現在）	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数（2024年7月31日現在）	769口
	取引関係		一般募集（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義します。以下同じです。）の事務主幹事会社です。
	人的関係		該当事項はありません。
	本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。

（注） 払込金額は、2024年7月26日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

（前略）

（注2） 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		S M B C 日興証券株式会社	
割当口数		6,190口	
払込金額		520,424,250円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 吉岡 秀二	
	資本金の額（2024年6月30日現在）	135,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主（2024年6月30日現在）	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数（2024年7月31日現在）	769口
	取引関係		一般募集（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義します。以下同じです。）の事務主幹事会社です。
	人的関係		該当事項はありません。
	本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。

（注）の全文削除

（４）【発行価額の総額】

< 訂正前 >

559,000,000円

(注) 発行価額の総額は、2024年7月26日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

520,424,250円

(注)の全文削除

（５）【発行価格】

< 訂正前 >

未定

(注) 発行価格は、2024年9月5日（木）から2024年9月9日（月）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に一般募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

< 訂正後 >

1口当たり84,075円

(注)の全文削除

（８）【申込期間】

< 訂正前 >

2024年10月7日（月）

(注) 申込期間については、上記のとおり内定していますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間については、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおける申込期間の繰り下げりに応じて繰り下げられます。申込期間は一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の翌営業日であり、申込期間が最も繰り下がった場合は、「2024年10月11日（金）」となります。

< 訂正後 >

2024年10月7日（月）

(注)の全文削除

（１１）【払込期日】

< 訂正前 >

2024年10月8日（火）

(注) 払込期日については、上記のとおり内定していますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記払込期日については、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおける申込期間の繰り下げりに応じて繰り下げられます。払込期日は一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の2営業日後の日であり、払込期日が最も繰り下がった場合は、「2024年10月15日（火）」となります。

< 訂正後 >

2024年10月8日（火）

(注)の全文削除

（ 1 5 ）【手取金の使途】**< 訂正前 >**

本第三者割当における手取金上限（559,000,000円）については、手元資金とし、支出するまで金融機関に預け入れの上、借入金の返済資金の一部又は将来の特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金の一部に充当します。なお、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金（11,190,000,000円）については、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 5 取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人による新たな特定資産（当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。）の取得資金及びその付随費用の一部に充当する予定です。

（注） 上記の手取金は、2024年7月26日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

本第三者割当における手取金上限（520,424,250円）については、手元資金とし、支出するまで金融機関に預け入れの上、借入金の返済資金の一部又は将来の特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金の一部に充当します。なお、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金（10,409,325,750円）については、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 5 取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人による新たな特定資産（当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。）の取得資金及びその付随費用の一部に充当する予定です。

（注）の全文削除

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

本投資法人は、2024年8月29日（木）開催の役員会において、本第三者割当とは別に、本投資口123,810口の一般募集（以下「一般募集」といい、本第三者割当と併せて「本募集」といいます。）を決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社がMIRARTHホールディングス株式会社（以下「MIRARTHホールディングス」といいます。）から6,190口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、6,190口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社に借入投資口の返還に必要な本投資口を取得させるために行われます。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から本第三者割当の払込期日の2営業日前の日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。S M B C日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、S M B C日興証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

<訂正後>

本投資法人は、2024年8月29日（木）開催の役員会において、本第三者割当とは別に、本投資口123,810口の一般募集（以下「一般募集」といい、本第三者割当と併せて「本募集」といいます。）を決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社がMIRARTHホールディングス株式会社（以下「MIRARTHホールディングス」といいます。）から借り入れる本投資口6,190口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社に借入投資口の返還に必要な本投資口を取得させるために行われます。

また、S M B C日興証券株式会社は、2024年9月7日（土）から2024年10月4日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。S M B C日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、S M B C日興証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）